

社会福祉法人奥多摩町社会福祉協議会

平成31年度 事業計画

1. 基本方針

奥多摩町の高齢化率は4.9%を超え、全国926町村の中で50位以内にランクインされています。町では、地域の担い手として、また、町の発展のため、若者定住化対策を最重要課題として積極的に推進し、高齢化率の上昇に歯止めをかけようとしています。全国的にも人口が減少し高齢化が進行すると、消防団員や自治会役員、介護の専門職やホームヘルパー等、様々な担い手が不足してきます。一方、介護の必要な人が増加することにより、要介護認定を受けても重度の方から施設入所、通所施設の利用がされるため、軽度の方や要支援の方はサービスの不足により、家族への負担が大きくなります。このため国を挙げて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」という考え方を推進されています。

奥多摩町は昔から隣組制度が発達し、互助の精神が醸成されてきた土地柄でもあります。「地域ぐるみの福祉」を実践し地域共生社会の実現を目指しましょう。

奥多摩町社会福祉協議会では、「心と心 笑顔と笑顔をつなぐまち奥多摩」を合言葉に事業の展開を目指してまいります。

本会の本年度の新規事業等として、

中級音訳ボランティア養成講座の開設、災害ボランティア活動マニュアルの見直しを実施するほか

「高齢福祉分野」では、在宅の高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心した生活が送れるよう、外出支援サービス、地域ささえあいボランティア、筋力向上トレーニング、福祉機器と車椅子仕様車の無料貸出し、高齢者見守り相談、老人クラブ連合会運営支援等の事業を、「障がい者福祉分野」では、障がい者が自立した生活を送り積極的な社会参加が図れるよう、障がい者団体の運営と活動の支援、日常生活自立支援等の事業を、「介護分野」では、介護サービス事業者として在宅高齢者の介護支援を中心に、高齢者在宅サービスセンター、ヘルパーステーション“おくたま”、ケアサポート奥多摩の運営を、「子ども家庭分野」では、地域における育児環境の福祉向上を図るため、乳幼児及び児童福祉事業等を、「その他」、福祉団体への運営支援、ボランティア活動の推進、福祉サービスの利用援助、生活困窮者等に対する相談・支援・貸付事業等をそれぞれ推進いたします。

地域福祉は、住民一人ひとりがその地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、同じ地域に暮らす住民同士が助け合い、支え合いながら、行政、民間企業、NPO法人等の団体等、みんなで力を合わせて取り組んでいく必要があります。

本年度も役職員一丸となって地域福祉の向上に努めてまいりますので、町民皆様のなお一層のご支援とご協力を願いいたします。

2. 法人運営事業

(1) 役員会等の開催

運営基盤の強化、介護保険事業等における効率的事業の展開及び安定した経営を図るために正副会長会・理事会・評議員会を開催いたします。

- ①正副会長会 隨時
- ②理事会 年 5～6回
- ③評議員会 年 2～3回

(2) 監事会の開催

事業計画・予算及び事業報告・決算等の執行状況等について監査していくいただく監事會を開催いたします。

- ①決算監査 5月
- ②中間監査 10月

(3) 社会福祉協議会会員の増強及び自主財源の確保

社会福祉協議会が事業展開している地域福祉活動を町民皆様にご理解いただき、その財源となる会員(会費)及び寄付金の増強を図ります。また、奥多摩町及び東京都社会福祉協議会の受託事業を通じて運営資金の確保を図る他、福祉バザーを開催し、基金への積立財源の確保に努めます。

- ①会員会費の増強月間 6月（年間を通じ受付）
- ②寄付金の申し込み受付 年間を通じ受付
- ③第21回福祉バザー開催 4月

(4) 調査・企画・啓発

社会福祉に功績のあった方々への表彰並びにめでたく金婚をお迎えになられたご夫妻をお祝いし、福祉大会を開催いたします。

- 第47回奥多摩町福祉大会 10月

(5) 普及宣伝

広報「おくたまふくし」の発行、また、ホームページにより情報公開と社会福祉協議会活動の周知を図ります。

- ①「おくたまふくし」の発行
 - 発行回数 年4回 (4月、7月、10月、1月)
 - 発行部数 2,700部 (1回)
- ②ホームページによる広報

3. 地域福祉事業

(1) 高齢者福祉事業

在宅の高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心した生活が送れるよう支援いたします。

- ①ふれあい仲間づくり旅行（対象 単身高齢者）
- ②ふれあいサロン 研究
- ③金婚のお祝い（奥多摩町福祉大会）
- ④敬老祝い金の贈呈（在宅・施設入所最高齢者、米寿）
- ⑤奥多摩町老人クラブ連合会年間事業への協力
 - 理事会・役員会開催 月1回
 - 会員親睦旅行
 - ゲートボール大会

(2) 障がい者福祉事業

障がい者が自立した生活を送り、積極的な社会参加が図れるよう支援いたします。

- ①奥多摩町身体障害者福祉協会年間事業への協力
 - 会員日帰り親睦旅行 5月
 - ふれあいスポーツ大会 9月
- ②重度身体障がい者日帰り見学会（町事業への協力）
- ③西多摩障がい者絵画展の開催 9月
- ④精神障がい者のつどい「なごみ運営委員会」事業への協力
- ⑤障がい者世帯の自主活動グループへのクリスマス事業援助

(3) ひとり親家庭・乳幼児及び児童福祉事業

地域における育児環境の福祉向上を図ります。

- ①低所得世帯への就学援助
- ②奨学就学資金の借入れ斡旋
- ③保育園児観劇招待 6月
- ④自主保育グループへのクリスマス事業援助

(4) 在宅福祉サービス事業

在宅の高齢者及び障がい者等に福祉サービスを利用していただくことにより利用者並びに介護者の負担を軽減できるように努めます。

- ①介護機器等の無料貸出し
 - （介護ベッド、車いす、ポータブルトイレ、エアーマット）
- ②福祉車両（車いす仕様車）の無料貸出し
- ③介護用品の交付事業（町事業への協力）

1か月50枚を限度とし、紙オムツを無償交付いたします。

(5) まごころ助成事業

福祉向上、青少年育成、住民の健康づくり等の事業を行う団体へ公募による単年度の助成事業を行います。

(6) その他

平成30年度をもって奥多摩町遺族会が解散しましたが、従来どおり隔年で戦没者合同慰靈祭を社会福祉協議会が執り行います。

奥多摩町合同慰靈祭 10月

4. ボランティア活動推進事業

誰もが気軽に足を運んでいただき、ボランティア情報の入手や相互の意見交換などできるようボランティアセンターを常時開放し、効果的なボランティア活動ができるよう、充実した環境、拠点づくりに努めます。

更に、養成研修事業、組織化・登録斡旋事業、ボランティア団体助成事業、災害ボランティア活動事業及び広報・啓発事業を実施し“町民みなボランティア運動”を展開してまいります。

(1) 養成研修事業

- ①ボランティアの集いの開催 4月
- ②手話講習会の開催 6月～12月
- ③中級音訳ボランティア養成講座 5月～7月
- ④指圧講習会の開催 6月～10月
- ⑤傾聴ボランティアフォローアップ研修 12月
- ⑥夏体験ボランティアの開催 7月～8月

(2) 組織化・登録斡旋事業

- ①ボランティア・センターおくたま運営委員会の開催
- ②ボランティア団体代表者連絡会の開催
- ③登録ボランティアの拡大
- ④新規ボランティア及びボランティアグループの開拓
- ⑤ボランティア活動普及事業補助金助成
- ⑥ボランティア受入れ施設との連絡調整及びボランティア斡旋
- ⑦ボランティア保険掛金助成

(3) ボランティア団体助成事業

福祉バザー収益の一部をボランティア登録団体運営費として助成

(4) 災害ボランティア活動事業

- ①大規模な災害時に必要とされる備品等の整備
- ②災害ボランティア活動マニュアルの見直し
- ③災害ボランティアセンター訓練

(5) 広報・啓発事業

- ①ボランティア通信発行（社協広報紙同時発行 年4回）
- ②ホームページによる広報

5. 福祉団体等への助成事業

各団体等に助成することにより、社会的自立、社会復帰又はその活動の活性化につながるように支援いたします。

(1) 助成対象団体等

- ①保護司会
- ②奥多摩町自治会連合会
- ③奥多摩町老人クラブ連合会
- ④奥多摩町身体障害者福祉協会
- ⑤保育園（古里・冰川）
- ⑥タンポポの会（障がい者世帯の自主活動グループ）
- ⑦なごみ運営委員会（精神障がい者のつどい）
- ⑧ちびっこぐーちょきぱー（自主保育グループ）
- ⑨古里少年野球クラブ
- ⑩奥多摩柔道会
- ⑪奥多摩剣道会
- ⑫冰川F C（少年サッカークラブ）
- ⑬スーパーひーローガールズ（少年少女バレーボールチーム）

6. 受託事業

町、東京都社会福祉協議会から在宅福祉サービス事業等を受託し、地域における福祉ニーズに即応しながら、効果的に以下の事業を実施いたします。

(1) 高齢者外出支援サービス事業

高齢者を対象に、町内医療機関へ通院時の送迎を行うことにより利便性を図ります。古里診療所（閉所）、高橋歯科医院（閉院）したことにより、医療機関の送迎曜日を変更していますが、古里診療所の再開や

5月の連休中も医療機関の営業に合わせ柔軟に事業を実施します。

曜日	午 前	午 後
月	奥多摩病院	古里歯科診療所
火	双葉会診療所	
水	川辺医院	
木	奥多摩病院	
金	奥多摩病院	峰谷診療所

(2) 高齢者筋力向上トレーニング事業

基本チェックリストの実施によって、二次予防事業対象者（特定高齢者）と判定された方からの申請により、機械を使ったトレーニング及び簡単な体操を行い、身体機能を向上させ、安心した自宅での生活が継続できるよう支援いたします。

週2回 福祉社会館2階機能訓練室で実施

3か月を1単位とし、個別に目標を設定

- ①ウォーミングアップ（ストレッチ・軽体操 30分間）
- ②機能的トレーニング・口腔体操・マシントレーニング（50分間）
- ③クールダウン（ストレッチ 10分間）

(3) 低所得者・離職者対策事業

学習塾などの費用や受験費用について貸付を行う、受験生チャレンジ支援貸付事業の申請手続支援業務を実施し、低所得世帯の子どもを支援します。

(4) 高齢者見守り相談事業

65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に設置された、生活リズムセンサーを有する緊急通報システムによる見守りと、ひとり暮らし等高齢者の生活実態把握、地域における見守りネットワークの構築・支援、高齢者の相談業務等を行います。

(5) 地域ささえあいボランティア事業

高齢・障がい者世帯など一人で外出することが困難な方への買い物支援、医療機関送迎支援、家での見守り支援等を行います。

利用会員と協力会員を登録し、利用する方の希望に合わせて双方の調整を行います。

(6) 生活福祉資金貸付事業

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対

して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行います。

(7) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、資格取得の促進、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的に資金の貸付を行います。

(8) 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分な方（高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）が、住み慣れた地域において自立した生活ができるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、生活を支援いたします。

7. 奥多摩町福祉会館指定管理事業

平成29年度から5か年、町より「奥多摩町福祉会館指定管理者」の指定を受け、奥多摩町福祉会館の効果的な運営・管理を行います。インターネットを通じて予約状況、利用方法、使用料金等を案内するなど、利用者への情報提供とサービスの向上に努めます。

8. たすけあいの推進事業

自治会をはじめ各事業所、各団体等の協力を得て、相互扶助を理念とし、町民皆様のご理解、ご協力をいただき、地域でのたすけあいを推進いたします。

(1) 日本赤十字社員増強運動 5月

日赤社資（皆様から寄せられた会費）は、災害救援、献血事業、看護施設運営及び福祉事業などに充てられます。

(2) 赤い羽根共同募金運動 10月

この募金は、都内の社会福祉施設や在宅福祉サービス等に配分されます。また、町における募金額の65%が、地域配分として町内の保育施設、民間社会福祉団体等の事業に配分されます。

平成31年度実施申請事業

- 生産活動の備品整備事業（かもんみ～る）
- 回転遊具の整備事業（古里保育園）

○ボランティア通信発行事業（社会福祉協議会）

（3）歳末たすけあい・地域福祉募金運動 12月

歳末たすけあい運動は、戦後の生活困窮者への見舞金配布など特定の方への経済的救済から、少子・高齢社会の進展等の社会状況の変化に伴い、普遍的な在宅福祉サービスの供給へと移行されています。

町においても、従来の高齢者や寝たきりの方々への見舞金、介護用品等の配布は廃止しましたが、要援護世帯への見舞金や災害見舞金は継続し、12月中に配分を行います。

また、募金の一部は、東京都共同募金会へ納付し、次年度の地域福祉事業に配分されます。

- ①奥多摩町福祉大会事業
- ②介護機器貸出事業
- ③まごころ助成事業
- ④高齢者福祉事業（ふれあい仲間づくり旅行）
- ⑤児童・生徒低所得世帯就学援助事業
- ⑥保育園児観劇招待事業
- ⑦ボランティア活動推進事業

9. 高齢者在宅サービスセンター事業

要介護の認定を受けた方を対象とした「地域密着型通所介護事業」と要支援の認定を受けた方を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」では、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう利用者への介護サービスの充実に努めるとともに、ご家族の介護負担の軽減を図ります。さらに、町からの受託事業として配食サービス事業を展開してまいります。

職員に対し各種研修を行い、資質向上を図り、サービスと質の向上に努めます。

（1）地域密着型通所介護事業（介護保険事業）

要介護の認定を受けた方を対象とし、月曜日から金曜日を開所し午前9時15分から午後4時15分まで来所していただき、居宅介護支援計画に位置づけられた、日中の介護サービスを提供いたします。生活相談員、看護師、介護職員、栄養士などを適正に配置し、健康チェック、趣味生きがい活動、入浴や排泄などの身体介護、栄養バランスを考えた食事の提供などを実施します。利用者の自立ができる限り支援し、心身機能の維持向上などを目標に個別の援助計画を作成します。また、ご家族の介護負担の軽減を図り、安心して在宅介護が続けられるように支援いたします。

(2) 通所型サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援の認定を受けた方を対象に、介護予防プランに位置づけられた、日中の支援サービスを提供いたします。利用者が住み慣れたこの地域で、できる限り自立した生活が継続できるよう、個別の援助計画を作成し、心身機能の現状維持、向上を目指に支援します。専門職員を配置し、運動器機能向上サービスを提供し、共通サービスとして、予防に視点を置いた様々な活動を、利用者が主体的に取り組み楽しむ課程から、その生活を再びいきいきしたものにしていくきっかけになるような諸活動を提供いたします。

(3) 配食サービス事業（町受託事業）

高齢者のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、調理等が困難な方を対象に、安否確認を兼ねながら保温容器にて、栄養バランスのとれた食事（月・水・金の夕食）をお届けします。また、食の確保と食の自立の観点から、十分なアセスメントを行い計画的・有機的に提供することを目的とし、事業の実施に当たっては、対象者の状況把握を行い、効果的なサービスを提供いたします。

10. ヘルパーステーション“おくたま”事業

利用者宅へホームヘルパーの派遣を行い、高齢者や障がいの方々が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活が送れるように支援いたします。

また、多種多様なニーズにきめ細やかな対応ができるように、介護保険事業だけではなく、法人独自に有償家事援助サービス事業を展開いたします。

総合的な在宅生活援助の担い手としての役割を果たすとともに、定期的な研修会の実施や外部研修を取り入れることで、治療食や専門的な介護技術の習得に力を入れ、ホームヘルパー個々の能力向上を図り、安全で質の高いホームヘルプサービスを提供できるように努めます。さらに、ホームヘルパー不足の解消及び利用者への安定したサービス提供ができるよう、「介護職員初任者研修」の受講者を募り、その受講料の一部を助成しホームヘルパーの育成・確保に努めます。

(1) 訪問介護事業（介護保険事業）

居宅において要介護状態にあり、介護を必要とする方を対象にホームヘルパーを派遣し、居宅介護支援計画（ケアプラン）に沿ってサービスを提供いたします。また、日常生活全般の状況及び(利用者や家族の)希望を踏まえて、訪問介護計画を作成いたします。

主な援助内容　生活援助　掃除、洗濯、食事作り、買い物など

身体介護 入浴介助、排泄介護、通院介助など
活動時間 月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(2) 訪問型サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

居宅において要支援状態にあり、何らかの生活援助を必要とする方を対象にホームヘルパーを派遣し、共同作業を行い、自立支援を目的とした介護予防サービス支援計画（ケアプラン）に沿ってサービスを提供いたします。また、日常生活全般の状況及び利用者や家族の希望を踏まえて、介護予防訪問介護計画を作成いたします。

主な援助内容 生活援助、掃除、洗濯、食事作り等の見守り、助言
活動時間 月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(3) 居宅介護支援事業（障害者総合支援法）

地域で暮らす身体障がい者（児）及び知的障がい者（児）の方々を対象に、ホームヘルパーを派遣し、介護サービスを提供いたします。また、日常生活全般の状況及び利用者や家族の希望を踏まえて、居宅介護計画を作成いたします。

主な援助内容 生活援助 掃除、洗濯、食事作りなど
身体介護 入浴介助、排泄介護、通院介助など
活動時間 月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(4) 障害者移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）

屋外で移動が困難な障がい者（児）の方を対象に、外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援をいたします。

主な援助内容 外出時における付添い
活動時間 月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(5) 有償家事援助サービス事業

住民の参加と協力のもと、会員制を取り入れ有償により、高齢者世帯等へ日常生活に必要な家事援助及び簡単な介助等のサービスを提供し、住民の連帯と相互扶助を促進します。

11. ケアサポート奥多摩事業

(1) 指定居宅介護支援事業（介護保険事業）

介護保険法令に則り、地域で暮らす要介護状態にある高齢者に対して、居宅介護支援計画（ケアプラン）を作成いたします。相談支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、専門的な知識と技術をもって、利用者並びに家族の合意を得ながら進めてまいります。利用者が可能な限り住み

慣れた地域で、有する能力に応じ自立した日常生活が送れるように保健、福祉、医療サービス等の調整に努めます。

相談受付：月～金（祝日を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

相談方法：電話相談、訪問相談、来所相談

緊急時は 24 時間体制で相談に応じます。

（2）介護予防支援事業（介護保険事業）

地域包括支援センターから委託を受け、要支援と認定された方に対し、要介護状態となることをできる限り予防することを目的とし、予防プランを作成いたします。

介護支援専門員が地域包括支援センターと連携を図りながら、より自立した生活が送れるように、介護予防サービス、地域の保健、福祉、医療サービスの調整に努めます。

相談受付：介護予防支援につきましては、町地域包括支援センターにまずご相談ください。

（3）要介護認定調査の受託

区市町村からの委託を受け、要介護認定調査を実施いたします。また、居宅に限らず、介護老人福祉施設の入所者の認定調査も実施いたします。